令和８年（フ）第４４３号
岡山県玉野市和田１丁目12番11号
債務者　大賀　涼子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７７号
岡山市南区築港新町一丁目３番14号
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３号
愛媛県松山市雄郡１丁目４番20号　リッチフィールド雄郡205号
債務者　中嶋　美幸
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１４号
鹿児島市石谷町2366番地203
債務者　三輪　康彦
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７９号
鹿児島県姶良市西餅田148番地１
債務者　東　　麻美
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第８２号
鹿児島県伊佐市大口里2766番地１　高校西団地２棟204号
債務者　郡山　雅子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９５４号
横浜市神奈川区片倉５丁目33番23号　サンテック片倉201号
債務者　岡村　芙弥
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１１号
神奈川県大和市福田１丁目21番地14
債務者　飯田　妙子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１４号
横浜市南区蒔田町字会下906番地６　ユナイト蒔田ペンシルベニア106
債務者　大野　晃嗣
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１５号
横浜市保土ケ谷区西谷２丁目６番１号
債務者　曽木惠美子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２６号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番10―101号
債務者　白井　勝美
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５４号
横浜市中区新山下３丁目14番２―312号
債務者　山下　　実
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５５号
横浜市中区新山下３丁目14番２―312号
債務者　山下　　忍
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８２号
横浜市港南区野庭町40番地１　上永谷ガーデンハウス502号
債務者　松本　雅子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８９号
横浜市神奈川区三ツ沢中町32番42号　セントラル三ツ沢201号
債務者　久保　喜樹
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５０３号
横浜市泉区和泉中央北２丁目26番17号　ガーデンハイムＢ201号
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５３４号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地３―６―103
債務者　葛西　敬子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６６号
横浜市鶴見区矢向４丁目９番９―203号
債務者　長野　　晃
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部